

平成27年

# 春の全国交通安全運動

**目的** この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

**実施期間** 平成27年5月11日(月)～5月20日(水)

運動の基本

## 子供と高齢者の交通事故防止

### 運動の重点

#### 自転車の安全利用の推進 (特に、自転車安全利用五則の周知徹底)

- ☆「自転車安全利用五則」を守りましょう。
  - 忘れていませんか？自転車も**車両**です。
- ☆被害者保護のため、また自分のためにも保険に加入しましょう。
  - ～TSマーク付帯保険・日賠特約等～



#### 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ☆シートベルト・チャイルドシートは「命綱」です。運転者は全ての座席で、正しく着用したのを確認してから出発しましょう。
- ☆シートベルト・チャイルドシートを確実に締めて守れる命は確実に守りましょう。



#### 飲酒運転の根絶

- ☆職場・地域・家族みんなが協力して、飲酒運転を「しない」、「させない」を徹底しましょう。
- ☆飲酒運転をした人だけでなく、「酒を提供した人」、「車を貸した人」、「同乗した人」も厳しい処罰の対象となります。



厳罰 (最高懲役5年・罰金100万円)

#### 5月20日(水)は交通事故死ゼロを目指す日です

国内では、昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。交通安全に対する国民の意識を高めるため、平成20年1月から国民運動として、「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。一人ひとりが、交通事故に注意して行動することによって、交通事故を無くしましょう。

